

審 査 決 定 報 告 書

産業水道委員会

さきの平成30年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第96号ほか9件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月13、14日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

- 1 議案第96号 水戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第97号 水戸市水道事業審議会条例の一部を改正する条例

議案第98号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第99号 水戸市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第100号 水戸市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

これらの案件は、下水道事業に地方公営企業法を全部適用するとともに、水道事業と下水道事業の組織統合を行うため、関係規定の整備を行うものであります。組織統合によるメリット、将来的な組織体制の見直し、独立採算制による企業会計のあり方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「組織間の連携強化により、事業の合理化、効率化を図るとともに、市民にわかりやすい組織の確立に努められたい」、「組織統合に当たっては、事務の共同処理に対する費用負担のあり方を検討されたい」、「組織統合に伴い、水道事業審議会の所掌事項に下水道事業の経営に関することが加わることから、審議会設置の意義や役割を明確にし、両事業の健全な経営に向け審議を深められたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を一括採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

- 2 議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分

本案については、桜の開花状況の把握等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「桜のライトアップの実施期間に変更が生じた場合は、市民等に対し迅速かつ効果的な周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いた

しました。

3 議案第123号 平成30年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算
(第1号)

本案については、執行部から説明を受けた後、議案に関連して、委員から、「前年度剰余繰越金が多額であることから、適正な予算編成について今後検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算(第5号)中別表中歳出中第5款(労働費)、第6款(農林水産業費)及び第7款(商工費)、議案第124号 平成30年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)、議案第127号 平成30年度水戸市水道事業会計補正予算(第1号)についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第119号中第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分、議案第121号中別表中歳出中第5款、第6款及び第7款、議案第123号、議案第124号、議案第127号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

平成30年12月18日

水戸市議会議長 田口米蔵様

産業水道委員会

委員長 小川勝夫